

議会活性化特別委員会 中間報告（要約）

委員長 弓達 秀樹

当委員会は、平成30年12月定例会において、市民に開かれた議会、より信頼される議会となるよう、議会機能の強化及び活性化に資するために設置されました。

これまで、11回の委員会と2回の行政視察を実施し、「議員定数に関すること」や「大洲市議会基本条例の検証、評価及び推進に関すること」など、様々な事項について調査を進めてきました。

まず、「大洲市議会基本条例の検証、評価及び推進に関すること」については、平成28年9月に制定された「大洲市議会基本条例」を、第19条の「見直し手続き」に基づき、本条例の目的の達成状況等について検証を行ってきましたが、全ての検証作業を終え、「大洲市議会基本条例検証結果報告書」を取りまとめました。

今後については、検証により出さ

れた課題や改善策について、市議会として達成に向けて検討していく必要があると考えています。

次に、「災害時の議会の対応」については、近年の大規模災害が多発している中で、市議会としても災害時における対応を検討すべきという意見もあり、災害時における議会や議員の対応・行動などについて、調査・検討を行ってきましたが、先般、当委員会として、「大洲市議会災害等対応指針」を取りまとめました。

この指針については、災害発生時に市が災害対応に全力で臨めるよう協力、支援するとともに、議会の円滑な運営や各議員が共通の認識を持ち適切な行動がとれるよう基本的な事項を定めたものです。

次に、「議会ICT化に関すること」については、議会運営の効率化や議会機能の強化、危機管理体制の強化を図るため、タブレット端末の導入・有効性について調査・検討を行ってきました。

また、2月5日～7日には、福岡

県の嘉麻市と八女市に先進地視察を実施し、タブレット端末の活用状況やその必要性について研修し、その後は導入に向けて具体的な検討を進めてきましたが、令和3年の議員改選後にタブレット端末を導入するという結論となりました。

今後は、運用基準の策定など導入に向けて準備を進めていきたいと考えています。

次に、「議員選出監査委員に関すること」については、平成29年6月に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務付けが緩和され、議員選出監査委員を選任するか、しないかについて、各自自治体の判断により選択できるようになったものです。

当委員会では、議員選出監査委員が置かれているメリット・デメリットや、他市の状況等について調査・検討してきましたが、現状維持とする意見が多数を占め、引き続き、議員の中から監査委員を選出するのが妥当であるとの結論となりました。

委員会審査

9月定例会で委員会に付託された議案等について審査を行いました。

総務企画委員会

委員長 児玉 康比古

◆大洲市過疎地域自立促進計画の変更について

説明 本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年度から令和2年度末までを計画期間とするもので、今回の変更は、光ケーブルによる情報通信基盤の整備を行うことにより事業を一部追加するもの。

問 各地区で住民説明会を実施することだが、今回新たに整備する地域だけが対象なのか。

答 説明会は、基本的には新規整備地域が対象だが、ルートを延伸する一部の地域では、新たに整備するエリアの特定が難しい場合もあるため、可能な範囲で説明会の開催を検討したい。